

答 申 書

(答申第128号)

令和6年12月23日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり、福井県知事（以下「実施機関」という。）が、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和4年12月22日付けで、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

福井県庁長寿福祉課が、令和4年1月6日から本日までに行った、社会福祉法人〇〇〇に対する立ち入り検査手続き及びそれを前提とする改善勧告手続きにおいて、同課が〇〇〇から取得した文書及び前記各手続きに関する同課の業務によって生じた行政文書全部その他、これらに準ずる一切の文書

2 実施機関の決定

実施機関は、令和5年1月25日付け第1039号により、次のとおり公文書非公開決定を行った。

（1）公文書の名称

福井県庁長寿福祉課が、令和4年1月6日から本日までに行った、社会福祉法人〇〇〇に対する立ち入り検査手続き及びそれを前提とする改善勧告手続きにおいて、同課が〇〇〇（以下「当該法人」という。）から取得した文書及び前記各手続きに関する同課の業務によって生じた行政文書全部その他、これらに準ずる一切の文書

（2）公開しない理由

条例第7条第2号および第10条に該当

公開請求に係る公文書の存否を答えること自体が、同条例第7条第2号に該当する情報である当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することとなるため、当該公文書の存否を答えることができない。

3 審査請求

審査請求人は、令和5年4月24日付けで、本件処分を取り消す裁決を求めて実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、令和5年11月6日付け長第1297号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、改めて処分することを求めるものである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号本文（法人等事業情報）について

審査請求人は、当該法人の従業員であり、文書が存在することを知っていることから、存否自体を答えることで法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは皆無である。

また、条例における「害するおそれ」は、「主観的に他人に知られたいくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められる場合」（最判平成13年11月27日）に限られ、「形式的に営業上、経営上又は財務上の秘密に属する情報に当たれば、そのすべてが非公開と解するのは相当でなく、当該情報の性質、内容、公にされている情報との関連性、これらを取り巻く具体的情勢などの要素を総合考慮した上、前掲最高裁判決の示す客観的おそれの有無に従い、その充足性を判断するのが相当」（名古屋地判平成13年12月13日）であるとされている。

したがって、具体的な害悪発生の蓋然性が客観的に認められる必要があるところ、本件公開請求に係る情報にはそのような具体的な害悪発生の客観的な蓋然性はない。

(2) 条例第7条第2号ただし書き（人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）について

当該法人は、社会福祉士及び介護福祉士法（以下「士士法」という。）上の違法行為を行っている疑いを理由に立入検査を受けているが、その際に従業員が当初、県職員に対して虚偽の説明をし、その後、撤回をしている。士士法違反による監督庁の立入検査において、虚偽の説明をすることは、それ自体が、士士法附則第25条等に違反する犯罪行為である。そして介護施設におけるコンプライアンス違反の有無は、特に利用者およびその家族の生命、健康、生活または財産に直結する重要な事項である。

長寿福祉課が取得した文書を公開することにより、当該法人が受ける損害は極めて僅少である。

したがって、両者の法益を比較衡量した場合、利用者らが公開により受ける利益が大きいことは自明である。

第4 実施機関の説明

実施機関の弁明書および当審査会が行った実施機関による口頭意見陳述で確認した本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号本文（法人等事業情報）について

情報公開制度は何人にも公開する制度であり、公開請求者が誰であるかの区別を設けていないことから、公開、非公開の判断に当たっては、公開請求者の個別的事情を考慮すべきものではないと考える。

また、仮に公文書が存在すると答えた場合、当該法人が運営する施設（以下「施設」という。）が県から法令違反があると判断され行政指導を受けたことが明らかになり、施設の利用を検討している者等から、施設が関係法令を遵守せず、あるいは軽視していると評価され、施設の信用が低下し、利用者が減少するおそれがあるため、具体的な害悪発生のお客観的蓋然性があるといえる。

このように、施設が県から法令違反に関する立入検査や監査および行政指導を受けたか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）を公にすると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本件存否情報は、条例第7条第2号本文に該当するといえる。

(2) 条例第7条第2号ただし書き（人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）について

条例第7条第2号ただし書きは、本件存否情報が同号本文に該当する場合であっても、「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、公益上の観点から、公にすることの利益が優越するものについては例外的に公開することを定めたものである。

本件存否情報が、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるかどうかの判断は、非公開により保護される当該法人の利益と公開により保護される利益の双方について、それぞれの利益の具体的性格を慎重に検討した上で比較衡量する必要がある。

審査請求人は、「介護施設におけるコンプライアンス違反の有無は、特に利用者およびその家族の生命、健康、生活または財産に直結する重要な事項」と主張するが、一般的に介護施設においてコンプライアンス違反が認められた場合、介護保険法上、県は、まず行政指導を行い、その施設が行政指導に従わないときには、介護保険法の規定に従って、改善命令等の段階的手続きを踏み、最終的には介護事業所の指定取消という行政処分を下すものであるから、利用者らの利益の保護は、介護保険法で定められた指導監督、勧告、公表の手続等によって図られることが予定されているというべきであって、本件存否情報が公開されなければこれらの利益を保護し得ないものではない。

一方、本件存否情報が公開された場合、当該法人の信用が低下し、施設の利用者が減少するおそれが生じるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。

これらを踏まえると審査請求人が主張する利用者らが公開により受ける利益が大きいとは言いがたい。

よって本件存否情報は、同号ただし書には該当しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関双方の主張を審査した結果、次のように判断した。

1 本件対象公文書について

本件公文書公開請求は、「福井県庁長寿福祉課が、令和4年1月6日から本日までに行った、社会福祉法人〇〇〇に対する立ち入り検査手続き及びそれを前提とする改善勧告手続きにおいて、同課が〇〇〇から取得した文書及び前記各手続きに関する同課の業務によって生じた行政文書全部その他、これらに準ずる一切の文書」という内容であり、特定の社会福祉法人を明示した上で、当該法人に対して行われた立入検査等に関する請求である。

本件対象公文書は、仮に存在する場合、当該法人に対する通報等を受け、実施機関が当該法人に対し立入検査や監査および行政指導を行った際の聴取調書および監査結果通知等の書類であると認められる。

2 本件処分について

本件処分は、本件対象公文書について、その存否を答えるだけで条例第7条第2号に掲げる非公開情報を公開することになるため、条例第10条の規定に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにせずに非公開決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

3 立入検査等について

立入検査は、士士法第20条に基づき、実施機関に関係者等から通報・苦情・相談等による情報があった場合などに実施するものである。立入検査で疑いがある場合には、介護保険法90条に基づく監査を実施し、何らかのコンプライアンス違反を確認した場合、行政上の措置として文書指導を行うというのが一般的な手続きである。

4 条例第7条第2号本文（法人等事業情報）の該当性について

実施機関による立入検査等は上記3のとおりであるが、この立入検査等は通常の指導形態である定期的な実地指導とは異なり、特定法人に違反や不正などが疑われた場合に実施する特別な指導形態である。

実施機関が本件公文書を明らかにした場合、実施機関に関係者等から通報、苦情、相談等があり、当該法人に何らかの違反や不正があることが疑われて、実施機関が当該法人に対し立入検査等を行った事実の有無が明らかになると認められる。

その結果、当該法人に対し何らかの行政指導等が行われたとの認識が生じる恐れがあり、当該法人に対する信用を低下させ、施設の利用者や今後利用することを検討していた者が、施設にマイナスのイメージを持つおそれや、施設の利用を控えるなど、当該法人の事業活動に支障を及ぼし、その正当な利益を害するおそれがあることが否定できない。よって、本件は、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

なお、情報公開制度は、何人に対しても、目的を問わず公開請求権を付与しているこ

とから、誰が請求しても同じ取扱いとする原則となっている。したがって、審査請求人が文書の存在を知っているという個別事情は考慮されないものである。

5 条例第7条第2号ただし書き（人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）の該当性について

条例第7条第2号ただし書については、「情報公開法第5条第2号ただし書（条例第7条第2号ただし書に相当）は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために必要であると認められる情報について例外的に開示するものとしている。ここでは、不開示により保護される利益と、開示により保護される利益を比較衡量し、後者が前者に優越すると認められたときに開示が義務づけられるものと解されるが、情報公開法第5条第2号ただし書に規定する情報は、その公開により、法人等の正当な利益を害するおそれがあることを前提として、それに優越する法益を保護するために必要である場合に限り、開示に伴う不利益を、法人等に受忍させた上で例外的に開示されるものであり、このような不利益を受忍させるためには、その開示により人の生命、健康、生活又は財産等の保護に資することが相当程度具体的に認められることを要すると解するのが、ただし書という条文の構造からみても相当である。」（大阪高判平成24年11月29日判決）と解されている。

したがって、条例第7条第2号ただし書で定める公開すべき場合とは、人の生命、健康、生活等に危害を生じさせるおそれがある場合や、広範囲の被害が生じた等、事態の解決を図るための公益的必要性が、当該法人の利益を上回ることが明らかである場合であると考えるのが妥当である。

しかし、本件について、仮に本件公文書が存在し、かつ、その内容が人の生命、健康に危害を生じさせるおそれがあるにもかかわらず、実施機関によって、施設の利用者の保護のため何ら措置が講じられていない場合であれば格別、審査請求人の主張等からは、そのような状況があると認められないことから、本件は、同号ただし書には該当しないと認められる。

6 条例第10条（存否応答拒否）の該当性について

条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と規定している。

通常、公文書の公開請求があったときは、実施機関は当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、公開決定等をすべきであるが、例えば特定の個人の病歴に関する情報など、情報の性質によっては、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開すると同様の結果を生じ、ひいては非公開情報として保護すべき利益が害される場合がある。

本条は、そのような場合、公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否することができる場合について定めたものである。ただし、同条の規定は公開請求に対する応答の例外規定であるから、適用に当たっては、その妥当性を慎重に検討する必要がある。

また、本条の適用が必要な類型の公開請求に対しては、実際に公文書が存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をしなければならないとするものである。

そこで、法人を特定した上で行った本件公開請求について検討すると、本件公開請求

の記載内容から、当該公文書の存否を答えるだけで、実施機関が当該法人に係る事実の有無を答えるのと同様の結果を生じせしめ、その結果、条例第7条第2号本文の非公開情報を公開することとなるものと認められる。したがって、本件公開請求は、条例第10条に該当するものと認められるため、実施機関が本件を条例第10条に該当すると判断したことは妥当である。

7 まとめ

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

なお、当該法人が立入検査を受けた事実は当該法人に不正等があったことを直ちに意味するものではないことからすれば、仮に本件公開請求に係る公文書が存在したとしても、存否応答拒否（条例第10条）は妥当ではなく、条例第7条第2号本文の「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」該当性についても疑問である旨の少数意見があった。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 5年11月 6日	・ 諮問書の受理
令和 6年 2月22日	・ 審議（第1回）
令和 6年 5月10日	・ 実施機関による口頭意見陳述 ・ 審議（第2回）
令和 6年 7月17日	・ 審議（第3回）
令和 6年 9月26日	・ 審議（第4回）
令和 6年11月28日	・ 審議（第5回）
令和 6年12月23日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

[第4回まで]

(五十音順)

氏 名	備 考
内 川 毅 彦	会 長
島 寄 正 行	
高 野 ますみ	
森 口 功 一	会長職務代理者
山 崎 祐美子	

[第5回以降]

(五十音順)

氏 名	備 考
島 寄 正 行	会長職務代理者
高 野 ますみ	
田 中 裕美子	
森 口 功 一	会 長
山 崎 祐美子	